「土地家屋調査士専門職能継続学習」制度

（土地家屋調査士CPD）

― 概要説明 ―

2018年3月

日本土地家屋調査士会連合会

研修部

「土地家屋調査士専門職能継続学習」制度について
（以下「土地家屋調査士CPD」）

「土地家屋調査士CPD」構築の趣旨

現今の社会環境及び司法制度を取り巻く環境が急速に変化する中,「隣接法律関連専門職種」,「測量技術者」としての土地家屋調査士の責任は非常に重大であり，プロフェッショナルとして社会の要請に応えていかなければなりません。

国家資格に関しては，平成 10 年に規制緩和委員会によって資格制度についての見直しの基準・視点が示されました。この中では土地家屋調査士と測量士の業務の間に「測量」という点で共通点があることから，両者が一定の範囲での乗り入れを検討する余地があるのではないかとの議論がなされました。このとき，土地家屋調査士と測量士の業務の違いについて議論がされましたが，土地家屋調査士が測量を行うに当たっては，所有者等が示した境界が登記において求められる公法上の筆界かどうか法的知見を必要とされることから，測量の専門的技術を習熟していても，不動産登記等の法律的素養について担保のない者に登記の前提となる測量を行わせることは適当ではないとする意見が出されており，結果としては現状のとおりとなりました。しかし，これからの社会認識の変化の波によっては，再び整理の対象資格として見られることも十分に考えられます。

そこで,土地家屋調査士制度が今後も市民のために必要とされるものであり続けるためには,私たち自身が，国家資格者として市民からの要請に応え，市民の目に必要な存在として映らなければなりません。

そのためには，業務遂行に供する専門知識と技術の更なる向上を図ることが不可欠であり，我々土地家屋調査士は，専門資格者として継続的な能力開発を進めていかなければならないのです。日常的に自己研鑽に励み，努力している会員の取組を全国共通の基準で適正・公平に評価し，それらを公表することで社会にアピールし，我々が必要な存在であることを発信していくための仕組みが「土地家屋調査士専門職能継続学習」（「土地家屋調査士ＣＰＤ」）制度なのです。

この度，会員の継続的な自己研鑽の取組を，全国共通の基準で適正・公平に評価し，それらを公表することで常に最新の専門知識・技術をもって社会の要請に応えている土地家屋調査士を社会にアピールし，社会的評価を獲得するために本制度を構築するものです。

「土地家屋調査士CPD」の概要

◇ CPDとは？ ◇

ＣＰＤとは，（Continuing Professional Development）の頭文字をとった略称です。

我々専門資格者たる土地家屋調査士は，業務に関連する法律の改正，測量技術の急速な進展に伴い，常に業務遂行に必要な最新の知識・技術の習得，さらに，能力の維持・向上を図っていかなくてはなりません。そのために，研修会・講習会への参加，専門書の購読等の履歴を共通の基準で評価し，単位（ポイント）を付与し，それをインターネット等で公開することで，専門資格者たる土地家屋調査士の社会的認知度の向上を図るものです。

◇なぜ CPDなのか？ ◇

多様化し複雑化した現代社会が，我々専門資格者，いわゆるプロフェッショナルに対して持っている要請に，プロフェッショナルとしてどう応えるか，その一つがＣＰＤなのだといえます。

現代社会において，我々専門資格者は，情報開示を求められています。土地家屋調査士は，社会において一つの特権を取得した国家資格者です。国家資格者として，その実務実績等の情報を開示することは，サービスの享受者である国民が業務を依頼する際の一判断材料としての有効な情報を得ることとなり，依頼者との信頼関係を構築する基本的な条件となるものです。

本来プロフェッショナルは，誰に強制されることなく日々研鑽を積み，倫理を守り，自身の専門性を常にプロフェッショナルであるにふさわしいレベルに保っていますが，それらを市民の目で見てもらい，説明をして理解してもらうことを制度として位置づけることが，社会の要請であり，その社会の要請に応えるための方法の一つとしてＣＰＤを取り入れたのです。

◇ CPD制度の目的 ◇

土地家屋調査士の研修については，土地家屋調査士法第 25 条において「調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け，その資質の向上を図るように努めなければならない。」と明文化されております。

土地家屋調査士ＣＰＤは，正に土地家屋調査士会員の資質の向上を図り，その成果を数値化，可視化することにより市民の理解を得ることによって，土地家屋調査士の社会的信用を高め，高い業務資質を市民に提供し続けることで社会に貢献することを目的とします。

◇ CPD制度の実施 ◇

共通の基準による研修プログラムを設定し，その実施を評価し，単位（ポイント）化しています。単位（ポイント）は，ＣＰＤ管理システムに登録・管理し，履歴証明は累積加算したポ

イント数・内訳を証明します。

① 証明する期間は，当年度分及び過去5年度分となります。

② 5年間における目標取得単位数は80単位です。

（なお，1年間に取得する単位数の上限はありませんが、下限は8ポイント程度とします。）

③ ＣＰＤ参加者は，ＣＰＤの形態間，研修内容の分野間の単位取得については，それぞれバランスよく実施することに心掛けてください。

◇ CPD制度の対象者 ◇

土地家屋調査士ＣＰＤ参加者については，原則として土地家屋調査士会会員が対象となります。

なお、一部の研修（例　土地家屋調査士特別研修、ブロック新人研修）は有資格者が受講することができますが、有資格者のときに取得したＣＰＤポイントは、公開の対象となりません。

また、会員個人の研修を評価する制度であることから、法人は対象となりません（法人に対するポイント付与は行いません。）。

◇ CPD制度の形態及び研修内容 ◇ 認定基準表（参照）

ＣＰＤの形態及び研修内容は，次のとおり分類します。

＜形態＞

① 参加学習型：提供されたプログラムを受講参加するもの

② 情報提供型：研究成果等，自らの知識・技能を他の者に提供・講義するもの

③ 自己学習型：個人的に学習するもの

＜研修内容＞

① 倫理・法令関連：倫理，憲法，民法，民事訴訟法，不動産登記法，土地家屋調査士法，民事調停法，仲裁法，ＡＤＲ法等

② 業　務　関　連：調査・測量実施要領，オンライン申請，技術研修（基準点，水準点等），14条地図作成，地籍調査等、隣接関係法令等

③ 境　界　関　連：境界理論，紛争解決学，歴史的資料の分析・活用，鑑定業務，筆界特定，調停技法等

④ そ　　の　　他：書籍出版・論文発表，新人研修等

◇ CPDの構成 ◇

① 研修プログラムの認定

連合会は、連合会，各ブロック協議会，各土地家屋調査士会，各支部，公共嘱託登記土地家屋調査士協会等が主催する講習会・研修会・講演会，論文発表等の研修プログラムを，

その定める基準で，土地家屋調査士ＣＰＤの研修プログラムとして認定します。

② 研修プログラムの提供

研修プログラムとは，連合会，各ブロック協議会，各土地家屋調査士会，各支部，公共嘱託登記土地家屋調査士協会等が主催する講習会・研修会・講演会，論文発表等です。

認定基準表（参照）

③ 研修の評価

研修の評価は，連合会が定める基準で研修単位「ポイント」によって行います。

認定基準表（参照）

④ 研修履歴の登録及び管理

各土地家屋調査士会は，認定基準表に基づき，研修プログラム名，ＣＰＤポイント等の事項をＣＰＤ管理システムに登録し，管理します。連合会は，各土地家屋調査士会から定期的に報告されるＣＰＤポイント等のデータを取りまとめます。

⑤ 研修履歴の証明

各土地家屋調査士会は、ＣＰＤ管理システムに登録された会員の研修履歴を証明するため，「第 4-2 号様式 土地家屋調査士ＣＰＤ研修履歴証明書」を発行します（土地家屋調査士会によっては有料の場合があります。）。

⑥ 研修履歴（ポイント）の公開

連合会及び各土地家屋調査士会は，公開に関し，同意を得た会員の会員名，登録番号，年度ごとのＣＰＤポイント数等をウェブサイト等に掲載します。